

## 教育民生常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和3年2月25日(木) 第2委員会室
2. 出席委員 吉方明美委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 坂本義明 徳永泰臣 五島誠
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 丸飯龍太議会事務局主事
5. 説明員 森岡浩生活福祉部長 下森一克高齢者福祉課長 加藤智恵子高齢者福祉課主幹 伊吹讓  
基保健医療課長 関里美高齢者福祉課介護保険係長 兒櫻由美子保健医療課国保年金係  
長 片山祐子教育部長 荘川隆則教育総務課長 東直美教育指導課長 今西隆行生涯学  
習課長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
  - 1 付託議案について
    - (1) 議案第16号 庄原市介護保険条例の一部を改正する条例
    - (2) 議案第19号 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 2 第2期庄原市教育振興基本計画について

午前9時58分 開 会

○吉方明美委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

- 1 付託議案について
  - (1) 議案第16号 庄原市介護保険条例の一部を改正する条例
  - (2) 議案第19号 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○吉方明美委員長 本日の議題は、今定例会に提案されまして当委員会へ付託されました議案第16号、庄原市介護保険条例の一部を改正する条例、そして議案第19号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査いたします。まず、第16号の庄原市介護保険条例の一部を改正する条例ということで上程されておりますので、これについて審査いたします。内容についてはせんだって本会議でも説明がありましたので、皆さんからそれ以外の質問事項などがありましたら出していただきたいと思っております。もし、補足という意味で説明があれば執行者からしていただければと思っておりますが、特にはないですか。それでは委員の皆さんからこの条例案について質疑がありましたら出してください。

○谷口隆明委員 介護保険料を決めるに当たって、この前、第8期の計画を出していただいたのですが、居宅サービスの中で短期入所生活介護が7期と比べて3億5,6,000万円ふえている。それが新しく斎場ができる施設の関係なのかどうかということもあるのですが、それ以外はそんなにふえていない中で、今回基金を1億1,000万円取り崩して負担増にならないようにしたということで、8期目にして初めて介護保険料が下がるわけですが、7期も7,000万円取り崩すことになっていたのですけ

れど、結局それを取り崩さずに、さらに積立で2億3,000万円の基金になったので、どういう原因で7期はたくさん剰余金できたのか、その点についてまずお伺いします。

○下森一克高齢者福祉課長　　まず、短期入所、ショートステイですけれども、今回、第8期計画で掲げております通所ですけれども、こちらは地域密着型ということで通常の短期入所生活介護とは別の形のサービスになります。それから剰余金ですけれども、こちらについて、第7期期間中で剰余金が残っているというところについては保険者の数であったり、要介護・要支援者の認定者の数であったり、介護サービスの見込み量を計算する中で、適正な計算をする中で介護保険料を算定しております。そうした中で、適正な範囲内の剰余金の範囲と認識しております。際立って金額的に大きいとかいうところではないという認識しております。背景的なところは、要支援・要介護認定者の数が推計よりも減っているという状況も一つには剰余金が発生したということが考えられると認識しております。

○谷口隆明委員　　短期入所生活介護サービスとは、どういう内容なのですか。

○下森一克高齢者福祉課長　　短期入所サービスが8期計画では伸びております。これにつきましては、いろんな要因が考えられると思います。在宅生活をする中で必要な介護サービスでございますけれども、一つにはひとり暮らしの高齢者の方がふえてニーズがあるということもありますし、例えばいわゆる老老介護的に家族内での介護支援が難しくなって、一時的な入所をされる方の希望がふえるということが考えられるのではないかと推測しております。最初に申しあげました短期入所生活介護と地域密着型のサービスとは違うということもございますので、御理解いただければと思います。

○谷口隆明委員　　この計画を見たら地域密着型サービスではなくて、いわゆる居宅サービスの短期入所生活介護が飛び抜けてふえていたのであえてお聞きしました。その内容については言われたようなことだと思うのですが、私はいつも言うのですが、6期までずっと剰余金は変わらずにきたのですけれども、先ほど適正な範囲と言われたのですが、7期になって剰余金がたくさん生まれて、大体多くても7,000万円ぐらいの基金だったのが2億3,000万円ぐらいになった。それが適正な範囲と言われたのですけれども、もともと7,000万円の基金を取り崩してやる予定が取り崩さなくてもそれだけ貯まったということは、見通し推計よりも認定者が少ないとかいろんな要因があると思うのですが、そこはやはり総括をして今後に生かしてほしい。それから8期については思い切って1億1,000万円基金を取り崩して、3年間で使って、これまでずっと上がってきたものが下がるので、それは大いに評価しています。それについて異議はございません。あともう1点お聞きしたいのは、まだ県内の各市町の状況は出ていないのか。もし出ているのであれば、傾向がわかれば教えていただきたいと思います。

○下森一克高齢者福祉課長　　県内の状況でございますけれども、県から推計結果という形で各市町の情報収集がされておりますので、委員の皆様へお知らせをさせていただきます。500円刻みで各市町の状況が出されております。4,500円から5,000円未満が1市、5,000円以上5,500円未満が2市、5,500円以上6,000円未満が9市、6,000円以上6,500円未満が6市、6,500円以上7,000円未満が5市町でございます。以上23市町でございます。庄原市は6,500円以上7,000円未満の5市町のところに該当することになります。

○五島誠委員　　県内各市町の状況をお知らせいただいたのですが、その傾向として本市のように下がる傾向なのか上がる傾向なのかということまではわからないのですか。

○下森一克高齢者福祉課長　　具体的な市町名は申し上げられませんが、聞き取りをいろんな市町の情報共有という形でさせていただいております。市町の数だけを報告させていただきますけれども、

減額したと言われるところが5市町、増額が6市町、増減なしが11市町でございます。1市町につきましては未公表ということで御了承くださいということがございました。以上23市町でございます。

○森岡浩生活福祉部長　先ほど県内の傾向と増減があったところ、それから据え置いたところを発表させていただきましたけれども、ぱっと見られておわかりだと思いますけれども、他市町もやはり準備基金による保険料額の調整をされているというのは見てとれようかと思えます。現在の状況からすればこれまでも下がる傾向のあった市町はほとんどなかったかと思えますけれども、やはりこういった状況の中で据え置いたり下げたりという傾向が出ているということは聞き取りでも出ておりますけれども、準備基金の活用ということでいろいろ調整をされている苦労と言いますか、そういうところは聞き取りでもこの結果を見ても見てとれるのかなという印象を持っております。

○五島誠委員　今回は減額ですけれども、さらに減額ができなかったのかなというところも一方では出てこようかと思うのですけれども、そのあたりの所見をいただきたい。

○下森一克高齢者福祉課長　介護保険料の算定に当たってというところでございますけれども、基本的には、介護給付費の準備基金につきましては必要最低限のものを残し、それ以外のものについては基金を取り崩して保険料の軽減を図るべきということを国からも言っていたいております。そうは言っても不測の事態に備えるということも必要であることから、内部で協議する中で今回については保険料の軽減を図るために1億1,000万円を取り崩して積んでいくという形で、1億8,000万円ばかりは最低限必要なものとして、不測の事態に備えるということで留保させていただいたという状況にあります。検討の結果、そうした数字を算定させていただきました。

○近藤久子副委員長　最近いろんな本が出てまいりまして、上野千鶴子さんとか介護保険が危ないとか、ストレートな本が出だしました。それといろいろお話を聞く中で、介護保険料は取られるのだけれど、使わない者にとったらしんどいという声が非常に多くなりだしました。その中で介護保険というのは、介護は家族だけが担うのではなくてという基本的なものがあってスタートしたのだと思います。もともとは介護を家族がすればいいというところの発展なのですが、料金が生じてくれば自分が支払った分は自分が受けられなければという理論的なものが非常に多く渦巻いてきたかなとは思っています。それで、これはこの条例云々は関係ないかもわかりませんが、今後介護保険そのものがどういう道筋で進んでいくのだろうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○下森一克高齢者福祉課長　介護保険制度が始まりまして21年が経過してまいりました。介護の社会化という中で国を挙げての大きな社会保障制度のもとで、負担と給付というバランスの中でサービスが提供されることになっております。そうした中で、介護保険料をお納めいただいてもサービスを受けられない。これにつきましては、一定程度の共通の認定に基づくサービスの提供ということがあるので、誰も介護を受けずにできるだけ遅くまで健康でいたいというところがあります。そういったところもありますし、そういったバランスの中でなかなか受けられないという方もいらっしゃる。ただ受けられる必要がある方についてはサービスの提供はしていくべきだと思いますし、給付もまたさせていただいているという状況に今はあろうかと思えます。ただ今後につきましては、これは本市だけのことでなく全国的な課題でもあろうかと思えます。都市部においては今からどんどん高齢化が進んでいく。一方では人口減少による1人当たりの負担が大きくなっていく。あるいは、一方では供給する側とすれば、介護人材の不足等という課題もありますので、こういったところの中で3年に一度介護報酬の改定等行われる中、国も取り組みをいただいておりますけれども、今後については3期ご

とで計画あるいは国で言えば大きな基本指針が示されてまいります。そういったところを適切に市町も捉えながらサービスの提供をしていく必要があろうかと思えます。また、保険料等の負担につきましては、市長会を通じまして負担割合が上がらないようにであったり、それから調整交付金についても別枠化して柔軟な対応という財政的なお願いもさせていただいております。将来的にどうなるかはいろいろ考えがあろうかと思えますけれども、適時適切な対応をしてみたいと考えております。

○谷口隆明委員 被保険者の負担が、第1号被保険者の負担は第7期が23%で、それまでずっと期ごとに、その前が22%、その前が21%と上がってきた。今回8期は23%に据え置かれたのですが、これは国全体の方針だと思うのですが、全国的には高齢者がふえている中で、庄原市のように減少傾向のところはこれでいいのですが、今回、国がなぜこのようにしたのかその辺の理由と今後どういう見通しなのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

○下森一克高齢者福祉課長 負担割合の据え置きという御質問でございますけれども、詳細な背景等は承知しておりません。コロナであるとかそういうところがあるのかもわかりません。一般的には第1号、第2号、いわゆる65歳以上の方、それから40歳以上64歳までの方の人口比率によってこの割合は決定されるという中で、第1期が65歳以上の方の負担割合が17%、以降、期ごとに1%ずつ上がってまいりまして、7期では23%になっています。これは人口比率で決められた割合となっておりますので、今回の据え置きという背景の詳細については把握しておりません。

○吉方明美委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉方明美委員長 それでは、以上をもちまして担当者に対する質疑は終わりたいと思えます。執行者の皆さんありがとうございました。2分休憩します。

午前10時17分 休 憩

-----  
午前10時21分 再 開

○吉方明美委員長 会議を再開いたします。先ほどに引き続きまして、議案第19号、庄原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査をします。それでは委員の皆さんから条例案について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○谷口隆明委員 この前説明をいただいた中で今回の税率が下がるということなのですが、県の出している標準税率とかいろんな算定の資料を見ると、県平均でも5,515円減って、対前年度4.3%、1人当たりの必要保険料が減ることになっているのですが、その原因はこの言われたように前期高齢者の割合が非常に大きくなっていることから前期高齢者交付金がふえたり、新型コロナの影響を少しでも考慮したということなのですが、それを受けて全県的にも多くの自治体で県の試算では下がるようになっています。ただ神石高原町とかもと安かったところは大幅に上がるようになると思うのですが、こういう県の試算を受けて、もし今県内の状況がわかれば、引き上がるのか下がるのか、そういう傾向を最初にお聞きしたいと思います。

○伊吹謙基保健医療課長 県から全体的な県内の状況について情報提供はございません。ただ新聞報道で他市の状況を見ても減額になるといった報道がされているところです。要因につきましては

委員御指摘のとおり前期高齢者の交付金であったり、県の示してくる額が減っている、そういったことが要因となる中で他市も減額されているといった状況があらうかと思われま

○谷口隆明委員 県内の市町ごとのいろんな状況を見ると、庄原市の場合は令和6年からのいわゆる準統一保険料と今までの保険税の差はそんなにない。神石高原町とかもともと安かったところは標準保険料とすごい差があるのですけれど、今回は資産割をなくしてその分については基金で充当されたのですが、それもそんなに大きな金額ではないので、来年再来年の見通しがどうなのか。私が思うには、そんなに上がる要因はないのではないかという気がするのですが、担当課として次の準統一保険料になるまでの経過について、どのように見通しておられるのかお聞きしたい。

○伊吹護基保健医療課長 保険料の設定につきましては、御承知のとおり広島県が必要額を示されます。したがいまして、県からどの程度の額が示されるか、また標準税率を加味した上でその都度検討するような形になりますけれども、このたび資産割を廃止いたしましたので、そういった対応は引き続き行うこととなります。いずれにいたしましても、県から出てきた状況を見ながら判断させていただくという形になろうかと思います。

○谷口隆明委員 県から示されるのですけれど、県のいろいろな資料見ますと、今後も庄原市の場合、そんなに大きな変動要因がないのではないかと思う。県に対する納付金についても、被保険者も減ってくる中でそんな大きくふえることはないだろうし、そういう意味では、要は準統一保険料になっても今よりそんなに上がらないのではないかという気がするのですが、そんなことはなくやはり上がるのか。その辺の見通しも全く今はわからないのか。私は余り上がらないのではないかという気がするのですが、そうでもないのでしょうか。

○兒櫻由美子保健医療課国保年金係長 県内の医療費等も関係してくることはあるのですが、1人当たりの医療費は少しずつ上がっているというところもありまして、さっき課長も申しましたように、県内での必要総額によって変わってくるとは思うのですけれども、庄原市は既にほぼ統一保険料率の水準には届いていると考えております。ただ今回資産割の減額をしておりますので、その部分については段階的に減らしていくということで少しずつ上がっていくというものはあるのですが、やはり県から示される額に応じてどの程度になるかということがございますので、そういう形では考えております。

○谷口隆明委員 比較的他市と比べても庄原市は県の統一保険税に近い形になっているので、これから資産割をなくした分が全て均等割とか平等割に行ってしまうのでそれが問題だと思うのと、これも全県的な問題でできないと言われるのですが、子供がたくさんいればいるだけ税が高くなるという仕組みをこの際全県的に変えるように要求して変えていただけないかなという思いがします。今後の要望でなかなかそれはできないということになると思うのですが、なるべく負担が少なくなる、応能の所得割も下がっていくと、本来、能力に応じて払う部分も考えていかなければいけないのではないかと。これは私の意見です。統一保険料になってもそういった方向に変えていくように努力すべきではないかという思いがします。

○吉方明美委員長 今のは意見ですね。皆さんからほかに質問はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉方明美委員長 それでは以上をもちまして、国民健康保険税率の改正についての審査を終わります。執行者の皆さんありがとうございました。5分休憩して採決します。

午前10時30分 休 憩

午前10時31分 再 開

○吉方明美委員長 再開します。ただいま2課にわたって上程された議案について、それぞれ質疑をしていただきました。これより議案第16号及び19号の採決に入ります。まず、議案第16号、庄原市介護保険条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。なお、挙手されない場合は反対とみなします。

[挙手]

○吉方明美委員長 全員挙手ということで、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、議案第19号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。なお、挙手されない場合は反対とみなします。

[挙手]

○吉方明美委員長 全員挙手ということで、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。議案関連については以上で終わります。続いて、2番目にあります第2期庄原市教育振興計画について教育委員会から説明をしたいということですので、引き続き説明を受けたいと思います。約5分間休憩にします。

午前10時33分 休 憩

午前10時37分 再 開

○吉方明美委員長 それでは会議を再開いたします。

## 2 第2期庄原市教育振興基本計画について

○吉方明美委員長 教育委員会から第2期庄原市教育振興基本計画案ができたから説明させてほしいと  
のことがありましたのでお受けいたしました。それでは教育委員会から説明をお願いします。

○片山祐子教育部長 本日はお忙しいところお時間をいただきましてありがとうございます。現在策定  
しております庄原市教育振興基本計画の計画期間が本年度で終了いたしますので、現在第2期の計画  
策定に向けて取り組んでいるところです。本日はお時間をいただきまして、案について御説明させて  
いただきますので、御意見等頂戴いたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○荘川隆則教育総務課長 それでは私から説明させていただければと思います。まず、第2期庄原市教  
育振興基本計画の案の概要について御説明させていただければと思いますので、資料を御用意ください。  
まず、1番の趣旨でございます。本市の教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため  
の基本的な計画といたしまして、平成28年3月に庄原市教育振興基本計画、第1期の計画でございま

すけれども、こちらを策定し計画で定めた施策等の推進を図っているところでございますけれども、この第1期計画の計画期間が令和2年度で終了し、今後も計画的かつ継続的に取り組む必要があることから、このたび令和3年度からの第2期庄原市教育振興基本計画を策定するというものでございます。2番の計画期間でございます。令和3年度から7年度までの5年間で考えております。終期を関連いたします第2期庄原市長期総合計画と合わせているものでございます。3番の計画の位置づけでございます。まず、(1)といたしまして、教育基本法第17条第2項に基づきます策定に努めなければならないとされている地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画といたしまして、本市の教育行政を推進するための基本的な方針などを示すものでございます。また、(2)といたしまして、第2期庄原市長期総合計画との関連を十分図りながら、本市教育行政における各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とするもの。また、(3)といたしまして、本計画に定めます基本理念及び基本目標などについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で策定が義務づけられております大綱に位置づけるとしておるものでございます。こちらの根拠につきましては、下の枠囲みのところへ教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋をお付けしておりますので御確認ください。めくっていただきまして、4の計画の体系図でございます。一番上の枠囲みに教育基本法及び第3期教育振興基本計画、これは国の計画でございますけれども、こちらが上にきているものでございまして、教育基本法に基づいて国は策定をしなければならない計画となっております。また、この国の計画と左側の枠囲みの安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン等々ございますものが県の教育振興基本計画に当たるものでございまして、国の教育振興計画と県の計画を参酌した形で第2期庄原市教育振興基本計画も成り立つものでございます。また、右にございまして第2期庄原市長期総合計画とは十分な関連を図るといたしておりまして、庄原市教育振興基本計画の基本理念と基本目標につきましては、庄原市教育大綱に位置づける形での体系となっているものでございます。また、5番に第2期庄原市長期総合計画における位置づけといたしておりまして、第2期計画の施策の分野、基本目標をこれまでと同様の位置づけとするということで、第1期計画と同様に第2期庄原市長期総合計画の第2章、基本構想、第5節、基本政策と基本施策と同調を図っておりまして、この柱の部分については変更していないものでございます。6の構成でございますけれども、これまで説明いたしました内容を第1章の計画の策定にあたってというところで記載しておりまして、以下、(1)の第1期計画の取り組みと成果・課題から(4)の施策の推進まで5章立てで構成しているものでございます。3ページになりますけれども、こちらがこの計画の施策の基本方針・主な取り組みでございます。こちらは計画書案の27ページと同様のものになりますけれども、こちらの表にあります左から施策の分野、施策の基本方針につきましては、第1期計画と全く同じものでございます。また、変更しておりますのは主な取り組みの部分でございまして、第1期計画から第2期計画への変更点を網掛けと見え消しで示しているものでございます。まず、見え消しの部分でございますけれども、一番上のことばの教育の推進、次の段のグローバル化に対応した教育の充実、またその下、授業力の向上につきましては、他の項目と重複するもの等がございまして、包含するというで組みかえをしているものでございます。内容については変わっていないものでございます。また、その下にあります放課後子供教室の充実につきましては、これまで生涯学習・社会教育の充実へ入れておりましたが、一番下の家庭・地域の教育力の向上の分野に移動をしております。また、一番下のところがございますしょうばら教育の日の創設につきましては、しょうばら教

育の日の条例もしくは規則として創設しようとして取り組んでおりましたけれども、なかなか教育だけの日を設けるのは好ましくないというか、内部の協議でなかなか調整が整わなかったということで削除して、施策の上でしようばら教育の日に取り組んでいこうということで現在取り組んでいるところでございます。また、新たに設けましたものにつきましては、学校教育の充実のちょうど真ん中どころにありますけれども、学校における働き方改革の推進でございます。詳細については後ほど説明をいたします。最後に4ページへいっていただいて、計画の推進についてでございます。まずは計画の周知と情報の収集・発信ということで、この計画が市民に幅広く理解・共有されるよう広報紙やホームページなど、多様な広報媒体を活用しながら計画内容の周知を行うこととしております。また、計画の推進体制といたしましては、市長部局を初め、広島県教育委員会や市内高等教育機関などの関係機関と緊密な連携を図るとしております。また、計画の進捗管理でございます。施策の実施及び進捗状況については、RPDCAサイクルの考え方に基きまして、毎年度、教育行政施策における管理・執行状況の点検及び評価を行うものとしております。具体的にはこれまでと同様でございますけれども、この計画に基きまして、毎年度、教育行政施策の方針を策定いたしまして、この施策を進めてまいりまして、その事務の状況につきまして、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書で点検評価を行い、毎年、議会にも報告をさせていただき、公表もしているところでございますので、こちらを引き続き続けていくというものでございます。この計画の策定に当たりましては、教育委員会事務局の内部協議また市長部局との協議、教育委員会議や校長会議で進めさせていただきながら御意見をいただいているものでございます。また、先般、2月5日から2月17日にパブリックコメントを実施いたしまして、7人の方から約40項目にわたっての御意見をいただいております。これからまたこの回答等も行っていきますし、内容によっては一部修正も考えているところでございます。今回は議会でも御説明をさせていただきまして、御意見等ございましたらそちらについても反映をしてみたいと思っております。最終的には3月の教育委員会議で策定をしたいと考えているところでございます。それでは計画案の概要について簡単に説明させていただければと思いますので、第2期庄原市教育振興基本計画の計画案の御用意ください。表紙を1枚めくっていただきまして、目次でございますとおおり、計画案は第1章の計画策定にあたってから第5章の施策の推進にあたってまでの5章で構成しているところでございます。内容についてでございますけれども、1ページから5ページが第1章の計画の策定にあたってとしておりまして、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の体系図、計画の期間及び教育を取り巻く社会の動向を示しているところでございます。1ページの下段には枠囲みで教育基本法の抜粋を示しております。また、3ページ、4番の計画の期間のところでございますけれども、長期総合計画と同調を図るために終期をそろえておりまして、長期総合計画の改正に合わせて基本計画も変更・改定をしようと考えております。4、5ページでございます。こちらにつきましては、第1期計画策定以降、教育を取り巻く社会の動向、変更したところ、特に2番のグローバル化とICTの発達・普及とか3番の地域のつながり、4番、コロナ禍における生活等を踏まえまして、第2期計画を考えているところでございます。続いて、6ページから24ページが第2章の第1期計画の取り組みと成果・課題でございます。第1期の計画に基きまして5つの施策の分野ごとに基本目標を掲げて取り組みました。様々な事業について施策の基本方針ごとに成果と課題、目標指標に対する実績値等を整理しているところでございます。続きまして、少し飛んでいただいて、25ページから27ページまでが第3章、庄原市の目指す教育の姿といたしまして、基

本理念、基本目標・基本方針を整理しております。25 ページが基本理念、26 ページが基本目標で、この2 ページが地方教育行政の組織及び運営に関する法律で策定が義務づけられております大綱に位置づけるものでございます。また、27 ページは施策の基本方針・主な取り組みでございまして、第2期長期総合計画の第3章、基本計画の第5節、学びと誇りが実感できるまち、教育・文化と整合性を図っております。施策の分野、施策の基本方針は、長期総合計画と共通で第1期計画とも同様なものでございます。一番右側の主な取り組みにおきましては、先ほど御説明いたしましたとおり国の動向等により一部変更を行っているものでございます。続いて、28 ページからが第4章、今後取り組む事業・施策といたしまして、まずは1番の学校教育の充実から5番の家庭・地域の教育力の向上の5つの分野とその分野の基本目標を示した上で、施策の基本方針ごとに基本的な考え方、主な取り組み、目標指標をそれぞれ示しているものでございます。基本的には、第1期計画に準じたものとなっておりますけれども、変更している部分につきましては、例えば34 ページでございますけれども、中段の情報化に対応した教育の充実のところに現在取り組んでおりますGIGAスクール構想により整備したICT機器等の活用、授業づくりについて記載しております。また、36 ページの③学校における働き方改革の推進については、新しい項目として今回初めて上げているものでございます。また、37 ページ、中段の①学校運営支援組織の充実で、コミュニティ・スクールの効果的な活用等の記述も加えたり、③の学校施設・設備の充実では、これまでの空調の設置等に加え、施設等の長寿命化や学校のトイレの洋式化など取り組んでいくということで新たに記載しております。また、38 ページでございますけれども、下の6番の学校の適正規模・適正配置計画の推進とありますけれども、第1期計画の時点ではまだ計画を策定しておりませんでしたので計画の策定について述べておりましたけれども、第2期計画では計画の推進ということで記載しているところでございます。そういったところが主なところですよ。生涯学習の分野については、ほぼ同様の内容となっております。また、48 ページでは、先ほど申し上げましたとおり、しょうばら教育の日の創設の項目等は削除しているところでございます。最後に50 ページでございます。第5章、施策の推進にあたってということで、計画の周知と情報の収集・発信、計画の推進体制、計画の進捗管理について示しているところでございます。本日は計画について御説明をさせていただきましたけれども、説明した中で背景等も含めてお気づきとか御意見等がございましたらお伺いをしたいと考えているところでございます。ほかに資料といたしまして、第1期計画の概要版をお付けしております。第2期計画もまた同様のものを策定する予定でございますけれども、内容的にほとんど柱としては変わっていないということを御確認いただければと思っております。説明は以上でございます。

○吉方明美委員長 　　ただいま執行者から第2期庄原市教育振興基本計画案についての大きな説明を受けたわけですが、今の説明の中でもう少し教えてほしいとかいうところがあればおっしゃってください。

○坂本義明委員 　　特に感じるのだけれど、芸術、例えば音楽、絵画、こういう時間がどんどん少なくなっているように感じる。将来的に学力も確かに大事なことはあるけれど、学力は生涯勉強することであって、思いついたときは勉強するだろうと思うし、そういう意味でこんなに環境のいいところに住んでいる子供たちに芸術の面でもっと時間を割いてもいいのではないかと感じる。大体どのぐらいの時間を小中学校で音楽とか絵画とかにとっておられるのかお聞きしたい。もう少しふやすべきだろうと私は思う。

○東直美教育指導課長 授業時数については持ち合わせていないのですけれども、授業で行うものにつきましては国で週何時間ということが決められておりますので、そこを大幅にふやすことはできないということがあります。小学校であれば、大体1、2年生は週に2時間音楽があります。また、図工についても週2時間です。3年生以上になると週2時間よりも若干減ってきています。それから中学校につきましては、1年生の音楽は週1時間よりも少し多い。2、3年生は週1時間です。美術についても同様で、1年生は週1時間よりも少し多い程度、2、3年生は週1時間という時間数です。ここをふやすということは、時間割上、教育課程上できないということがあります。ただ学校行事であるとか、あるいは中学校であれば合唱コンクールなども市でやろうと。そこに向けて音楽はもちろんですけれども、さまざまな時間を使いながらやったりしています。また、小学校では本物に触れるというところがとても大事ということで、今年はなかなか難しいところではありますが、市民会館がやってくださっている本物の芸術に触れるというようなところへは市の小学生が集まったり、それから地域ごとには写生大会、絵画についての取り組みをしたりとか合唱の取り組みをしたりということがあります。特にそういう発表する機会は大事ですので、今言われた芸術に触れる時間、取り組みはしっかりとやっていきたいということがあります。

○坂本義明委員 合唱コンクールは前から聞いていますし、人気があるとは聞いておりますが、それに比して美術の関係ではそういう機会が余りないのではないかと思う。例えば庄原市内の中学校で美術の優秀作品を並べてみんなに見てもらおうとかいうことはできないのか。時間割ではだめと言われるのだから、そういうものでもっと興味を持ってもらうためにも、見るのも大事ですけれども、自分たちでやってみることもまた大事。何でそれを今言うかという、東城小学校に行ったときに絵がありました。それを見たときに、こんなものがあるのだと改めて感じたので、そういうのは小学校も中学校も一緒だと思う。勉強ができる人もいるけれども、そういうものに対してものすごい人に代えられないものが出てくるということがたくさんあると思う。それも一つの教育の根幹のものなので、勉強ができることは確かに大事なかもしれないけれど、勉強は勉強として、そういうものにもっと時間外で検討ができるものがあればやってほしいという思いがあります。

○東直美教育指導課長 確かに見ること、自分がそれに取り組むことと両面、図工や美術の時間でも、鑑賞もあれば制作もあるので、両面が大事だということではよく理解できる場所ですし、取り組みも必要だと思います。学習発表会とか文化祭、そういうことがあったときには美術の時間などに作成したり、または技術家庭科の時間に作成したりしたものを展示して、保護者とか地域の方に見てもらえるような取り組みを多くの学校がしています。あるいは、例えば以前であれば庄原中学校の美術の時間で取り組んだことを市民ホールで展示して見てもらおうということをやったこともあります。東城あるいは口和、西城、それぞれ地域ごとにやっているところもあると思いますので、作成し、それを見てもらって感想をもらう。そういうことがいろんな場面でできないかというところはまた学校にも話をして、ぜひ子供たちの取り組みが発信できるように取り組んでいきたいと思います。

○谷口隆明委員 余談ですが、今ちょうど東城支所で小学校1年生から高校3年生までの水彩画とか書とかをやっています。私から見ると非常に皆さんレベルが高い絵があったような気がするので、よければぜひ行ってみてください。

○徳永泰臣委員 36ページ、教職員の資質向上のところ、主な取り組みの①授業力の向上を第2期でなくされた理由をお願いします。

- 東直美教育指導課長 大きい項目としては外しているのですけれども、授業力向上を図ることは教職員の人材育成ということと重なりますので、人材育成の中に授業力向上の中身を入れて、第2期では作成しております。
- 徳永泰臣委員 36 ページの同じく③学校における働き方改革の推進の中で、教職員が勤務しやすい環境の整備、管理職を中心とした組織体制の構築、それから職員一人一人に対する意識改革の醸成に努めますということで3点書かれておりますけれども、どんなこと取り組まれるのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。
- 東直美教育指導課長 ここは引き続きになる部分も多いのですけれども、まずは、学校の中で業務に当たる時間をしっかり確保できないといけないということ。また、業務量自体が減るということ。あるいはそれに当たる人がふえるということ。物理的なところがないとなかなか根本的な改善にはならないというのは今までずっと話があったと思いますので、保護者あるいは地域との協力によって、先生ではなくてもほかへお願いできるようなことはしっかり進めていくということであったり、あるいは学校の中でもより効率的にやるためにはどのようなことができるかということは引き続き学校でもしっかりと検討していく。それによって業務量を減らす。また、学校の中で児童生徒と向き合える時間をしっかりとふやしていくということ。また、一人一人が勤務時間管理について意識をして取り組むと。以前は余り時間のことを考えずに取り組んでいたという実態もありましたので、今は勤務時間を意識しながら皆が取り組めるようになってきています。どうしても残って仕事をすることが時期によってはありますけれども、軽重をつけて、仕事と家庭、自分の生活、そこのバランスをとりながらということで意識を変えていく。あるいは学校全体としてもお互いに支え合えるような組織体制にしていくということに継続して取り組んでいくということがあります。
- 徳永泰臣委員 目標指標なのですけれども、令和1年から令和7年までの間に現況値、目標値を出されていますけれども、5年も6年も経っても目標値が少し低いように思うのですけれども、この目標設定をどう出されたのか教えていただきたい。
- 東直美教育指導課長 令和元年度につきましては、3月が臨時休業になったこともあって、そこは含めずに2月までの現状を載せております。本当であれば45時間を目標にも掲げておりますので、小学校も中学校もそれが100%本当に目指すべきところということではありますが、実際に現状を見たときに、中学校では土曜日、日曜日の部活動ということもあったりしたときに、なかなか45時間という数値を全職員が達成ということは難しい現状もあります。いろんな仕組みを変えていかないとそこは変わらないということもありますけれども、業務の効率化を図っていく中で、もう少し、今は30%弱でしたけれども、そこは改善が図れるのではないかとこのところで見えております。また、小学校につきましては、大変積極的にさまざまな取り組みを行ってこのような数値になっておりますが、なかなか全員がというところまでは難しさもあるということで緩やかではあるのですが、そのような目標を立てているところです。本当はそこが100%ということはもちろんあると思います。
- 五島誠委員 第1期計画の検証の成果と課題のところも見させていただいている中で、なかなか目標値に達してない項目が多いという印象を受けました。それはどういう要因があるのかというところで、そもそもの目標値設定がよくなかったのか、取り組みが足りていないのか、数の取り方に少し目標と乖離があるのかということもあたりするのですけれども、どうなのですか。
- 東直美教育指導課長 目標値設定が適切であったかということもあろうかと思ひますし、取り組みが

十分ではなかったという両面があるかと思っています。第1期をつくったときには、平成26年度、27年度の現状から、現在がこうだから5年後にはこのようにというふうで作成したものでありますけれども、そこら辺で現状とは合っていないものもあつたりしているのかなということはありません。

○今西隆行生涯学習課長 生涯学習課の観点で言えば、目標設定は非常に多種多様であつて、一様ではないと思います。設定したときには夢と希望もありますし、設定したときの伸び率、そういうところで設定したものもあります。そういうことでばらつきがあつたり、目標値にいていないという現状もあります。例えば生涯学習の委託事業と言いますか、参加率が設定したときからすると、高齢化率の問題があつて、退職される方もまた引き続き仕事をされているということで、なかなか生涯学習の事業に参加しにくいということは今までも説明させてもらったと思います。そういうところで伸び率が非常に悪くなったということもあつたりするので、その件に関しては今までの経過とこれからのことを踏まえて設定は考えていかなければいけないと思います。ただ目標設定した以上はそれを目指して頑張っていく必要がありますので、この第2期計画でもいろんな事業に取り組んで目標値近くように頑張っていきたいと思います。

○五島誠委員 指導課長の話の中で、取り組みが足りていないものもあつたというようなことがあつたのですけれど、具体的にはどういったところが足りていなかったのかお伺いしたい。

○東直美教育指導課長 全体として数値に達してないということは足りていなかったのではないかなと思う部分もあります。それぞれの内容については精いっぱい学校も教育委員会もやってきたということはあるので、ほかに何ができるのかということについては難しいかなと思います。

○五島誠委員 どこが足りてなかったのか具体的にはよくわからないみたいな答弁だったのですけれども、次の第2期計画に反映させるに当たって、当然、ブラッシュアップしていくのが基本だと思うのですけれども、それがなかなかその分析ができていないと難しいのではないかとお話聞く中では感じるのですけれども、再度答弁をいただきたい。

○東直美教育指導課長 例えば授業であれば、このような授業づくりをしましょうということは研修をしたり学校でもそれぞれ考えて重点を決めてやったりしております。ただ全職員が全学級で、全ての授業でそのような展開ができていくか、目標としている学力調査の結果であつたりあるいは目指す子供の姿であつたり、そこへ到達できているかということになると、100%の職員ができていくということにはなりません。ですので、そこをしっかりと全体の底上げをしていくということは授業づくりなどではあるかと思っています。体力につきましては、ここ何年か少し運動能力が体力調査の結果で言えば思わしくないということがありました。ですので、授業の中での取り組み、また基礎的なところをつけるということで、サーキットトレーニングなどを小学校などにも取り入れるということはありませんけれども、まだ数値がそこまでは行っていないということもありますので、十分であつたかといえどもっと工夫がいるとは思いますが。ただ走力が継続して課題になっておりましたので、市としてもそこを中心とした研修であつたり、そういうことは組んで行っておりますが、思ったような数値になかなか達していないと。例えばそういうこともあります。

○五島誠委員 あくまで基本計画なので総花的な書き方にしているとは思いますが、この計画をせっかく立てる以上は、やはりそれによって得られる成果がないと、なかなか失礼な言い方になると、絵に書いた餅になってしまう可能性だつてある。せっかく第1期の成果と課題についてまとめていращやるので、そこを踏まえてもう少しある種凸凹と言いますか、そういったところが出てきて

しかるべきだと思いますし、先ほど徳永委員がおっしゃられた36ページのところにある働き方改革の推進のところなどについても答弁を聞かせていただくと、さまざま仕組みの難しさがあってこの目標達成を100%にするには難しさがあるということを答弁された。それは当然、現実にはそうなのだと思うのですが、目標としてこの働き方改革を本当に推進していくのだと。100%を目指してやっていくのだということであれば、その弊害となる仕組みをしっかりと洗い出して、原因をしっかりと解決する方策、例えば先ほどの部活のことであるとかそういったところについても、もっと抜本的に考え直していかなければいけない時期に来ているのだと私は思う。そうした中で、なかなかそういった熱意がこの計画から感じ取ることができなかつたので、こういった質問というか、意見になったのですけれども、やはりせつかくの計画ですし、もう少し凸凹してもいいのではないかなと感じましたので、これは意見として申し添えておきます。

○荏川隆則教育総務課長 教育委員会では、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、この計画に基づいて具体的な施策の方針ということで教育行政施策の方針を毎年立てて、具体的な取り組みをしてまいりますし、他の部局と違いまして、それぞれ取り組んだ施策について年度ごとに点検評価を行いまして、それに基づいて年度ごとにまた新たな目標とか反省とかをして、次年度に取り組んでおります。これは5年間をざっくりとしたまとめにしておりますので、なかなかわかりにくいものでございますけれども、これまでの点検評価の記録等も見いただければ、どういった取り組みをして、どういった変容をしているということがおわかりいただけるのではないかと思います。本当に個々のものについてはそれぞれ真剣に取り組んでおりますし、なかなか結果が出ない場合でも何で結果が出ていないのだろうかということは毎年度そこでまとめた上で、また翌年度につなげるという取り組みを進めておりますので、それではぬるいのではないかなというような御意見だったと思うのですけれども、そこらをさらに強化して具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○片山祐子教育部長 9月の議会におきましては、毎年度の教育事務の点検評価等も報告させていただいております。それは基本的には教育振興基本計画があり、毎年の教育施策に基づいての評価であります。5年間の集大成ということで、令和2年度の評価を来年の9月定例会にはまた報告させていただくようになると思いますが、今年度報告させていただいた令和元年度につきましても、それぞれ167の項目について1個ずつ評価をしておりますが、有効性というものが95%、また必要性とみなしたものが98%というようなところで大変高い割合を占めております。そのことは、これまでの施策を着実に推進できたのではないかと考えております。先ほど五島委員が言われたように、目標とこういう計画は絵に書いた餅にならないようにということで、全ての項目に目標設定、KPIは立てておりませんけれども、KPIという目標設定をしたからには、それに向かってももちろん努力もしますし、課題も当然出てきますので、課題をどう克服してより目標値に近づけるかということにこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

○近藤久子副委員長 最近よく報道されるのは、教職員の成り手がいなくなって、実に倍率が低くなりつつあるということは、教員になりたいという人たちが減少しているのかなという一つの方向性が見られるのですが、そのためにも、それこそ働き方改革が、夜遅くまで云々ではなくて、もっといい職場にならないだろうかという課題がそれぞれの学校にはかつては大いにあったのではないかと思います。クラブ活動を初め、土日は家にいないとかもあったのですけれども、教職員の資質向上の中で、主な取り組みの①教職員の人材育成の3行目、人間性を磨く研修とあるわけです。子供たちを前にし

て、教員としてどういうふうには1時間1時間をやっていけばいいのかなど。もちろん悩みもあると思うのですけれども、教員になってもさらに人間性を磨く研修をやり続けなければならないという教職員の仕事とは軽いものではなくて、それぞれ御自身がもちろんすばらしい人間性を深められる方もいるのでしょけれども、挫折される場合もあるのではないかと思います。学校における働き方改革の推進の中で、管理職を中心とした組織体制の構築とありますけれども、その辺の流れをよくしなければ、なかなか新卒の教員、中堅の教員、管理職、その辺がうまくいかない働き方改革は非常に難しいかなと思います。教職員が勤務しやすい環境の整備は何のためかという、まず第1は子供のためのものである。その次が教職員ということにならないと、教職員が前に出ると違うのではないかなという気がしております。そういうところで学校における働き方改革の推進の中身を本当に精査して推進していただきたいと思います。教職員にとってもよくなった、働きやすい、働きやすいから子供たちによく接することができる、授業もよくできるとつながっていくことが私は大事ではないかと思っております。それについていかがでしょうか。

○東直美教育指導課長 確かに働き方改革は、学校での子供たちへの指導、学校教育を充実するという観点で、職員が働きやすい、意欲を持って取り組めるような環境にするということがあります。マンパワーで何かをやっていくということではなくて、管理職を中心として組織的に取り組んでいくことでより効率的に取り組めるということがありますので、そこをつくっていくということ。また、一人一人のモチベーションをしっかりと上げていくということはあると思います。いろいろな研修があります。市や県が必ず受けなさいという研修もあれば、自分が選んで自主的に勉強するというようなこともありますので、さまざまな機会を紹介したりしておりますが、先生の仕事はいいなと若い先生たちが思えるような、またそれを発信できるような、そういうことが進められることは本当に大事なことでと思っております。

○近藤久子副委員長 基本理念に3つの柱が掲げられています。これはとてもわかりやすいと思います。1行目、1番に、いつどこにいてもという文言が最初にある。やがてふるさとで活躍する子供もいるだろうし、ふるさとのことを思い行動する人材というのは、ふるさと以外でグローバルに活躍できる子供の人材の育成に取り組みますよということがここに書いてあります。平仮名が結構多くて、とてもわかりやすいと思います。これは私の意見です。

○吉方明美委員長 教員の働き方のところが非常に私も気になっているところなのですが、36ページの目標指標というところで現況値と目標値がそれぞれ出されておりますが、一番下の勤務時間外の在校等時間云々のところは、中学校の現況が27.8%で目標値が50%、かなりハードルが高い目標値を掲げておられます。その対策として、先ほど五島委員からもあったように、学校の中の工夫をして、例えばクラブ活動とかの話も出ましたが、指導課長がおっしゃったように、仕組みを変えなければ解決できないというお話をされました。今のままの仕組みで目標値だけを掲げてそれに進んでいくのはかなり難しいと思うのです。いろいろ現場の話を聞くと、子供たちと接する時間より書類整理が非常に負担になって、それにかかるほうが多い。結果的に残業につながっていく。その仕組みを変えることについては現場の校長任せなのか、それとも教育委員会がかかわってアドバイスをされている状況なのか、そこを教えてほしい。

○東直美教育指導課長 書類の整理については、どうしてもやらないといけないことがありますので、作成であったり報告であったりというものについてはより効率的にできるようにということで、様式

をやりやすくしたりとか、さまざまな計画も学校がそれぞれつくるのですけれども、ベースとなるものは市から提供したり、あるいは中学校で言えば教科の部会などもあったりしますので、そこが中心になってベースとなるものを作成し、それを各学校が各学校独自のものにしたたり、作成にかかる時間がより少なくて済むようにということは市教委からも働きかけたりということはあります。具体的に個々のところは学校でそれぞれありますけれども、そのようなところはあります。また、部活動につきましては国の方向性もありましたので、週2日は休みにするということは徹底してきておりますので、土曜日か日曜日どちらかは休みにする。以前ならどちらもやっていたという実態もありましたけれどもそのように変えてきておりますし、そのことはしっかりと徹底されているかと思えます。部活動が土日に全くなくなれば随分違いますけれども、全てを社会体育へ移行みたいな話もあつたりはしていますが、そのことが本当に中学校にとっていいのかどうかということもありますし、すぐにはそんな状況にならないとは思っています。部活動は大変子供たちにとって楽しみにしている活動でもありますし、重要な位置づけがあると現在は考えていますので、業務の先生たちがやることと、子供たちの意欲だったりさまざまな生活の状況であつたりそういうところをうまくバランスを見てやっていくことが必要なと思っています。以前はとにかく休みの日にはやらせたいのだということで、6、7時間とほぼ丸1日やるというようなこともあつたりしていましたが、今は健康上のこと、それから時間のことも含めて部活動の指導については市教委からも考えるようにという指導をしているところです。

○吉方明美委員長 クラブ活動についてはいろいろ悩むところもあつたり理解できるのですが、そのほかのところでも現在の事務作業の部分について、もしスクラップアンドビルドができるようであれば、思い切ったスクラップも必要ではないかと思う。教育委員会から見て、ここはもう削ってもいいのではないかとかいう工夫ができるのであれば削っていけばそれだけ負担も減るしということです。先日も西城紫水高校の学校運営協議会のメンバーなので行ってみたのですが、残業はほとんどないという達成率が100%だったのです。ところが持ち帰りがあるようで、そういうことがあつたら実質的な働き方改革にはならないと思う。特に教育委員会が所管の義務教育の小中学校の職員室についてはそういったことも踏まえて、なるべく実質的な軽減ができるようなスクラップも含めて検討していただければと思うところです。ここまで書類提出を求めなくてもいいようなところもあるのではないかと。私は現場を知らないのかわからないのですが、工夫をしていただきたい。

○近藤久子副委員長 とても難しいところがありまして、子供にとってみれば先生と長くいたいとか昼の休憩も一緒に遊びたいとかいうことがありますし、1人の働く人にしてみれば、勤務時間体制のことがやはり来るわけですが、終わりました、帰りますとならないのが教職員の関係かなと思うのです。それは多いときと少ないときと、毎日多いのではなくて、そのようなバランスを取られる中での仕事ぶりがいいのではないかなと思うのです。自分も子供が小さいときには、昼休憩でもあの先生とドッジボールしたよとか午後も追っかけっこしたよとか、身近にとにかく担任の先生を感じることで、学校が好きになるとか学校に行ってみたくとかということも起こっていたことも確かですので、その辺非常にバランス感覚を持ってこの働き方改革はやっていただきたいと思えます。生涯学習の推進のことなのですが、庄原は自治振興区単位できちんとした組織があるのですが、本当に高齢化が進みまして、おひとり住まいの女性が非常に多くて、足が痛いとか腰が痛いとかいう方が多くなるのですが、それはもうわかっていたことで、それをどういう形で支えていけばいいのか。そ

の中で、自治振興区職員の研修機会は庄原が先進地になればいいと思う。ここの高齢化率はこうなのだけれどもこんな生涯学習をやっているとか、こういう連絡のとり方をやっている。こんなことをみんなが集まってやっている。集まらない場合にはこういうふうにやっている。というのは、生涯学習は必ず集まってしなければならないということはないと思うのです。庄原ならではの交流を考えながらの地域づくりとはどういうことなのかということをしつくり考えていただきたい。巡回訪問とか事業観察とかいろいろありますけれども、ある程度のモデルを持って行っていただけたらどうかと思う。代表者が集まっての会議とか、うちはこうしています、ああしていますいいことを聞いてもなかなかまねできないところが多い。そうではなくて、今進行している世の中の形、地域の形、その中で自治振興区の役割というものを改めて感じていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○今西隆行生涯学習課長　この件に関しては、予算分科会でも同様の質問をされたかと思えます。実態が色濃く変わっていく中で生涯学習の委託事業ということになりますので、それに各自振興区のいい点、悪い点は把握していく必要があります。その観点から生涯学習課としましては、巡回事業ということで各自自治振興区を回って問題点であるとかいい点だとか、そういうことを聞き取りながらやっていくことになっています。そのために社会教育主事という専門的な職員ということでやっております。ただおっしゃるように、いいことばかり出てくるという傾向も確かにあると思えます。悪いこともやっていくということがあります。予算分科会のときに言われたように、東城の例もお示いただきました。係長も一緒に聞かせていただいて、そういった問題点も把握して解決していく必要があると思えます。高齢者の方がふえているということも確かにあります。生涯学習の事業としましては、地域課題を解決するという事業もあります。例えば現地へ行ったときにこういう問題点があったらこういう講座を開いてみよう。自治振興区に来るのでなく、在宅という表現がいいかわかりませんが、地域の中で事業ができるということも検討していく必要があるかなと思えますので、これは持ち帰って係内で協議しながら自治振興区とも相談してこういう事業に取り組んでいくということで、これは御指摘ということで今後とも事業展開を図っていきたいと考えております。

○坂本義明委員　野球のことで、中学校に入ってクラブに入らずに他の市へ行ってクラブ活動をやっているという現実を知っておられるのか。例えば三次のチームに入ってやるとか。東城はクラブをつくっているのだけれど、庄原にはない。わざわざ甲田のほうに行ったり、甲奴のほうへ行ってやっている。もう少し上のレベルを中学校でもやってほしい。都市部へ出ると硬球を握ってやるのだけれど、そういうのが旧庄原にはないという現状を知っておられますか。

○今西隆行生涯学習課長　生涯学習の観点から言いますと、クラブ活動、学校のことになりますが、その中で講師と言いますか、指導者がどのような感じになっているかということは、このあいだ中学校でアンケートをとらせてもらいました。先生ができるものとか、例えば地域にその専門の人がいらっしゃるならその方を指導者として招くとか、そういったこともアンケートをとらせていただきました。その観点から不足していることがありましたら次のスポーツ振興計画にも盛り込んでいきたいと思っております。私事であるのですが、私の中学校もクラブを、例えばサッカーですけれど、サンフレッチェに行ってやったという経緯もあります。なかなか個人の欲求に関してそこまで制限をかけられないということもありますが、なるべく指導者が十分に選手を育成できる環境は整えていかなくてはいけないと思っております。ただ学校に関しては授業とのかみ合いもありますので、どこまで地域の指導者がかかわれるかということは慎重に考えていく必要があるかと思っておりますが、アンケートを取っ

た結果も踏まえて、また専門の審議会等にも諮って、どういうことができるかということは今後とも検討していきたいと思っております。

○吉方明美委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉方明美委員長 それでは以上をもちまして、第2期庄原市教育振興基本計画について終わります。休憩します。

午前11時38分 休 憩

---

午前11時39分 再 開

○吉方明美委員長 再開します。それでは事務局から所管事務調査報告書についてお願いします。

○丸飯龍太議会事務局主事 御手元に配付しております所管事務調査報告書について御説明いたします。基本的には内容について、これまで委員会の中で出た意見あるいは質疑応答について委員長と副委員長にまとめていただいたものをもとに体裁を整えさせていただいています。私が手を加えたところは、13ページの4番、感染症対策についてという部分になります。こちらについては委員会の中でテーマとして掲げられておりましたが、特段、調査をしたことがなかったので、一応、簡単に国内での新型コロナウイルスの動向に触れた上で、委員会でこのテーマを取り上げたいきさつについて触れております。そして最後に、引き続きこの問題について注視していくこととするというところでまとめておりますので、御意見等ありましたらお願いいたします。

○吉方明美委員長 所管事務調査も大変な思いをしながら進めてきたわけなのですが、積極的な意見があったおかげで、こういった形でまとめることができました。一応、委員長、副委員長がそれぞれでチェックしながらまとめております。これで了解していただきたいと思います。家に帰ってゆっくり読んでいただければと思いますので、よろしく申し上げます。それでは以上で常任委員会を終わります。

午前11時41分 閉 会

---

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長 吉方明美